東京都市計画地区計画の決定(世田谷区決定)

都市計画大蔵三丁目地区地区計画を次のように決定する。

名称	大蔵三丁目地区地区計画			
位置※ 世田谷区大蔵二丁目、大蔵三丁目、大蔵四丁目、砧五丁目及び砧七丁目各地内				
面 積 ※ 約9.9ha				
地区計画の目標	本地区は、世田谷区南西部、小田急小田原線祖師ヶ谷大蔵駅の南約1kmに位置し、東京都住宅供給公社(以下、「公社という。)大蔵住宅と国分寺崖線の一角を形成する都市計画公園「砧公園」等を含む自然環境豊かな住宅市街地である。本地区の街づくりについては、世田谷区都市整備方針において、「住宅団地の建て替えにあたっては、国分寺崖線の景観や周辺環境と調和を図るとともに、道路や公園などの都市基盤の整備などによる、良好な居住環境の形成に貢献できる街づくりを進める」こととしている。また、世田谷区みどりとみずの基本計画では、長期目標「世田谷みどり33」の実現に向け、国分寺崖線や仙川等をみどりとみずの軸として位置付け、重点的にみどりとみずを保全し、緑化等を推進することとしている。さらには、広域避難場所としての位置付けを踏まえ、引き続き災害時における地域の安全性や防災性を確保する必要がある。 このような地区の状況を踏まえ、公社大蔵住宅の建替えに併せて以下のような市街地を形成することを目標とする。 1 周辺市街地に配慮した定住性の高い住宅地の形成 2 国分寺崖線の優れた自然環境の保全とスカイラインに配慮した良好な一団の住宅市街地の街並み形成 3 国分寺崖線や仙川等を巡る快適な歩行者ネットワークの形成 4 地域の生活交通を受け止める便利で安全な道路ネットワークの形成 5 周辺からアクセスしやすい安全な避難空間を備えた広域避難場所の確保			
区域の整備、開発 及び	1 国分寺崖線のスカイラインに配慮した街並みを地区単位で形成する。 2 国分寺崖線上部のA地区及びB地区では、国分寺崖線のスカイラインに配慮した街並みのほか、世田谷通り沿いの整った街並みの形成を図るため、隣接する低中層市街地の居住環境に配慮しながら、土地の合理的かつ健全な有効利用を図った中高層の住宅市街地を形成する。 3 C地区及びD地区では、国分寺崖線と仙川の連続性や国分寺崖線の眺望、風致地区の指定等に配慮しながら、ゆとりある低中層の住宅市街地を形成する。 4 広域避難場所としての機能を維持・強化するため、避難上有効な公開性のあるオープンスペースを確保する。			
保全に関する方針	 1 日常生活の利便性・安全性や災害時の防災性の向上に資する区画道路を配置する。 2 道路沿いの並木や既存樹木等の保全、新たなみどりの創出を図るため、道路沿いの安全な歩行空間を確保しながら緑地を配置する。 3 安全で快適な歩行者ネットワークを形成するため歩道状空地を配置する。 4 地域の生活動線の維持と安全性の向上を図るため道路状空地を配置する。 			

建築物等の整備の方針	目標とする市街地を適切に誘導するため、次のように建築物等の制限を定める。また、建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号。以下、「法」という。)第59条の2第1項、法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定に基づく許可に係る建築物については、本地区整備計画の建築物等に関する事項を遵守するものとする。 1 広域避難場所としての避難空間の確保、ゆとりのある市街地を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の建ペい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 2 国分寺崖線の景観や周辺の街並みと調和した市街地を形成するため、建築物の容積率の最高限度、建築物等の高さの最高限度を定める。 3 圧迫感等に配慮した緑豊かで快適な歩行者空間を形成するため、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。 4 秩序ある街並みを形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 5 A地区及びD地区では、国分寺崖線の景観を尊重した街並みのほか、世田谷通り沿いの整った街並みの形成を図るため、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定め、道路斜線制限、隣地斜線制限及び北側斜線制限を適用除外とする。
その他当該地区の整備、 開発及び保全に関する 方針	1 地区内では、建築物の敷地内に浸透地下埋設管、浸透ます、透水性舗装、浸透側溝、貯留施設など、雨水の河川等への流出を抑制するための施設の整備を促進し、浸水被害の防止、水環境の保全等に努める。 2 緑豊かで潤いのある市街地環境を形成するため、地区内では積極的な既存樹木の保全や新たなみどりの創出を図り、みどり率33%以上を確保するとともに、自然エネルギーの活用など環境に配慮した取組みに努める。 3 広域避難場所としての機能を高めるため、防災倉庫や災害用トイレなどの設置に努める。

	tel.	道路	名称	—————————————————————————————————————	延長	備考
地口	地区施設		区画道路1号 ※	1 3 m	約320m	拡幅
整	施		区画道路2号	6 m	約290m	既存、新設
備	設の		区画道路3号	6 m	約270m	新設
地区整備計画	の 配	緑地	名称	直		備考
	配置及び規模		緑地1号	約3(0 0 m²	新設
	及 で		緑地2号	約4	0 m²	既存
	規		緑地 3 号	約65	5 0 m²	既存
;	模		緑地4号	約6	O m²	既存
			緑地5号	約30	0 0 m²	既存
			緑地6号	約8	O m²	既存
			緑地7号	約26	6 0 m²	既存
			緑地 8 号	約280 m²		既存
			緑地 9 号	約50 m²		既存
		その他の公共空地	名称	幅員	延長	備考
			歩道状空地1号	2 m	約100m	新設
			歩道状空地2号	2 m	約220m	新設
			歩道状空地3号	2 m	約50m	新設
			歩道状空地4号	2 m	約160m	新設
			歩道状空地5号	2 m	約20m	新設
			歩道状空地6号	2 m	約90m	新設
			歩道状空地7号	2 m	約120m	新設
			歩道状空地8号	2 m	約20m	新設
			歩道状空地9号	2 m	約100m	新設
			歩道状空地10号	2 m	約40m	新設
			歩道状空地11号	2 m	約40m	新設
			道路状空地1号	6 m	約230m	新設
			道路状空地2号	6 m	約140m	新設
			道路状空地 3 号	6 m	約300m	新設

油	地区の区分	名称	A地区	B地区	C地区	D地区
建築物等に		面積	約2.2 h a	約1.6 h a	約5.2 h a	約0.9ha
物	建築物等の用途の 次に掲げる建築物は建築してはならない。					
寺 に	制限 ※		1 法別表第2 (い) 項第一号に規定するもの			
関				.,	f令(昭和25年政令第338号)) 第130条の3で定めるもの
する			3 法別表第2(い)項第七号に規定するもの			
る事	建築物の容易		20/10		15/10	
項	最高限度 ※	(2 3 / 1 3			
	建築物の建ペい率 の最高限度		_	_	<i>1</i> /	10
				4/10		
建築物の敷地面積 500㎡						
	の最低限度		ただし、法第86条又は法第86条の2の規定に基づく認定又は許可を受けて、当該認定又は許可に係る敷地面積の合計が上記に定める数値以上の場合は、この限りでない。			許可に係る敷地面積の合計が上
壁面の位置の制限 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面及び当該建築物に付属する門又は塀の面は、計画図3に示す次の各号 ろによる。ただし、1号壁面線及び2号壁面線の各境界線から2mを超える区域において、軒の高さが3m以		3に示す次の各号に定めるとこ				
		Fの高さが3m以下の平屋建て				
			の建築物、落下防止庇、その低	也公益上やむを得ないものについ	いてはこの限りでない。	
			1 1号壁面線:隣地境界線為	ら5m以上とする。		
			2 2号壁面線:道路境界線及び地区施設(区画道路及び道路状空地)の境界線から5m以上とする。 3 3号壁面線:隣地境界線、都市計画道路境界線、道路境界線及び地区施設(区画道路及び道路状空地)の境界線から2			ことする。
	m以上とする。					
	壁面後退区	域にお	壁面の位置の制限として定め	かられた限度の線と隣地境界線、	道路境界線及び地区施設(区画	画道路及び道路状空地) との間
	ける工作物の設置 の土地の区域には、門、フェンス、自動販売機等の工作物(擁壁及び歩行者の安全を確保するため公益上をやむを得な			るため公益上をやむを得ないも		
	の制限		のを除く。)を設置してはなら	ない。ただし、計画図3に表示す	する1号壁面線の隣地境界線、2	2 号壁面線の道路境界線及び地
			区施設(区画道路及び道路状名	E地)の境界線から2mを超える	る区域においてはこの限りでない	\ <u>`</u>

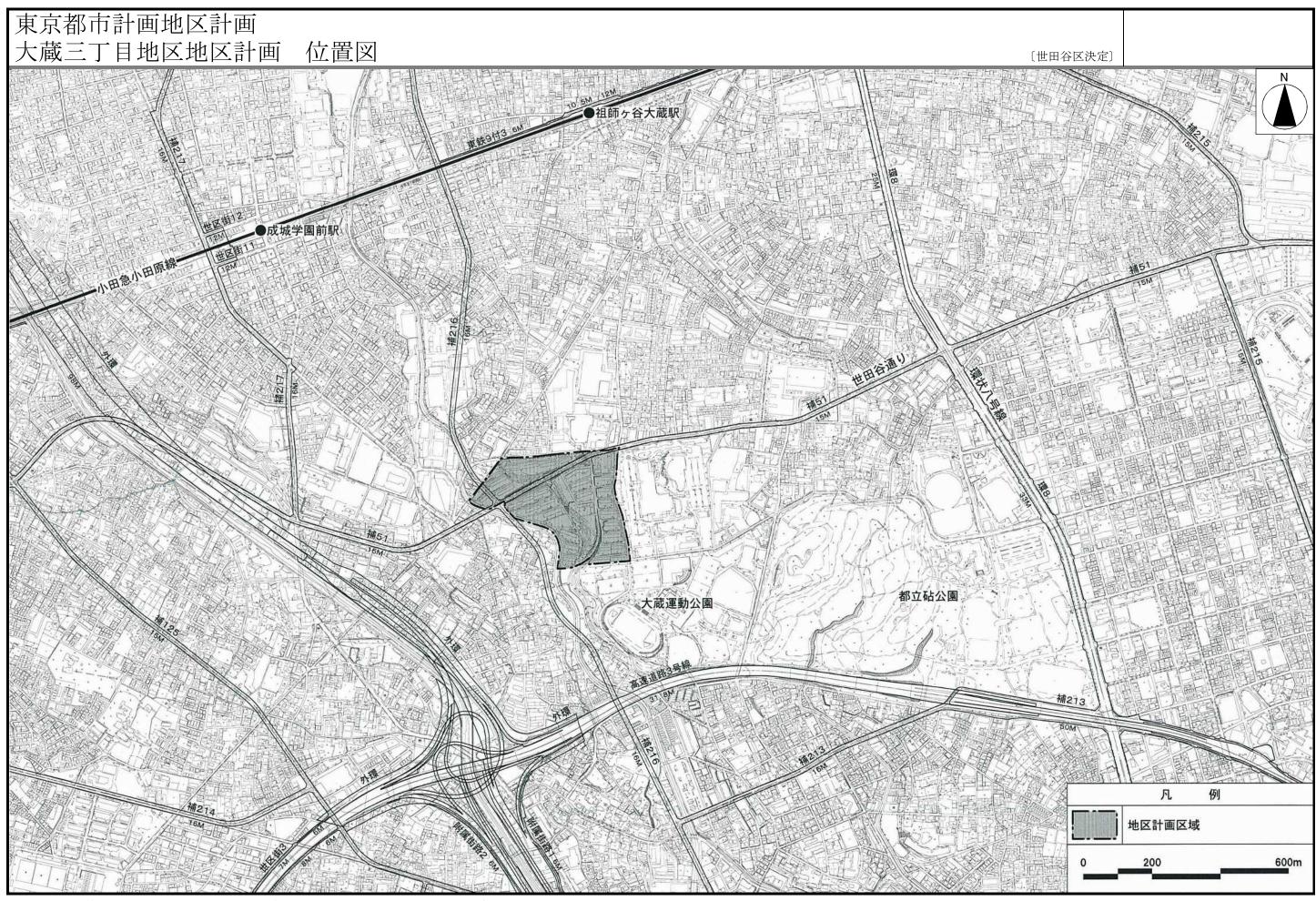
Г				
建築物等の高さの		3 0 m	1 5 m	
最高限度	ただし、東京都市計画道路			
	補助線街路第51号線の道路			
	境界線から水平距離80m以			
	上の区域においては30m			
	建築物の各部分の高さは、_	上記に定める値以下かつ次に掲げ	げる値以下とする。	
	1 当該部分から計画図3にた	示す隣地境界線及び前面道路の原	豆対側の境界線までの水平距離は	こ1. 25を乗じた値に10m
	を加えた値(全方位斜線)			
	2 当該部分から計画図3にた	示す隣地境界線及び前面道路の原	豆対側の境界線までの真北方向。	の水平距離に0.5を乗じた値
	に4mを加えた値(北側斜線	泉)		
	3 当該部分から計画図3に			3 当該部分から計画図3に
	示す道路境界線までの真北			示す道路境界線までの真北
	方向の水平距離が8m以内			方向の水平距離が8m以内
	の範囲にあっては、当該水			の範囲にあっては、当該水
	平距離の1.25倍に5m			平距離の1.25倍に5m
	を加えた値とし、水平距離	_	_	を加えた値とし、水平距離
	が8mを超える範囲にあっ			が8mを超える範囲にあっ
	ては、当該水平距離から8			ては、当該水平距離から8
	mを減じた値に0.6を乗			mを減じた値に0.6を乗
	じ15mを加えた値(高度			じ15mを加えた値(高度
	斜線)			斜線)
建築物等の形態又	 1 建築物等の形態、色彩、調	LL 意匠は、単調かつ長大な壁状の	 建物配置とならないようにする	L 等、周辺環境に配慮したものと
は色彩その他の意	する。			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
匠の制限	, - 9	ジ、意匠は、周辺の街並みに配」	さんたものとし、光源を設置す _で	る場合、周辺環境に配慮したも
FT > 1641 X		腐食し、又は破損しやすい材料を		
			エリア)その他これらに類する	よのが、 壁面の位置の制限の規
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, , ,	ができないこととなる敷地の部分	- , , , , ,
			及び2号壁面線の道路境界線が	
	, , , , , , , ,		也公益上やむを得ないものを設置	,

·	
	4 日照に配慮した住環境の形成を図るため、中高層の建築
	物については、次のとおりとする。
	(1) 高さが10mを超える建築物は、冬至日の真太陽時に
	よる午前8時から午後4時までの間において、平均地盤
	面からの高さが4mの水平面に、敷地境界線からの水平
	距離が5mを超え10m以内の範囲においては3時間以
	上、10mを超える範囲においては2時間以上、日影と
	なる部分を生じさせない形状とする。
	(2)同一の敷地内に2以上の建築物がある場合においては、
	これらの建築物を一の建築物とみなして、前号の規定を
	適用する。
	(3) 第1号の規定の適用の緩和に関する措置は、法施行令
	第135条の12に定めるものとする。
垣又はさくの構造	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に緑化したものとする。ただし、高さが0.6m以下の部
の制限	分についてはこの限りでない。

「区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

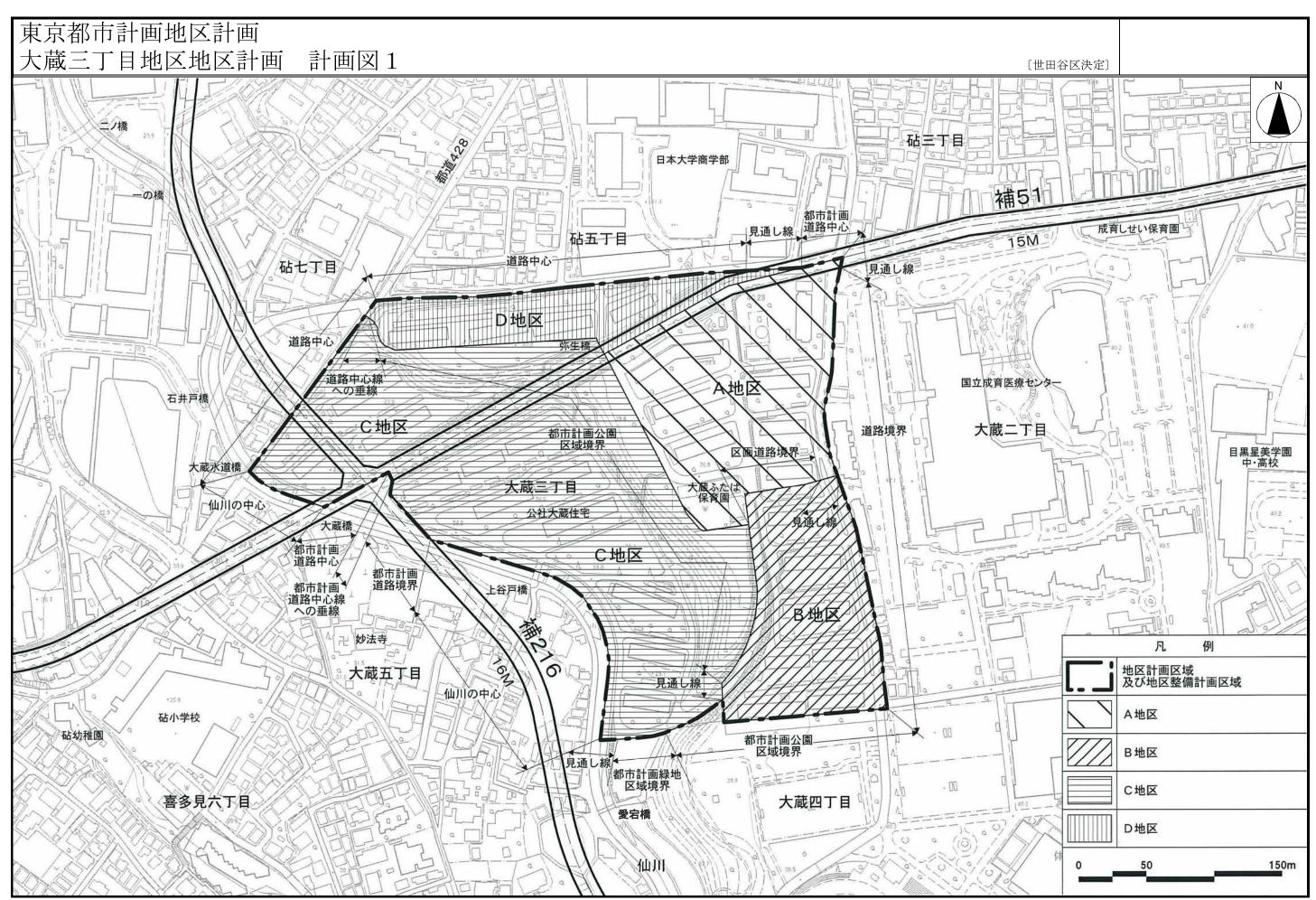
※は知事協議事項

理由 老朽化した東京都住宅供給公社大蔵住宅の建替えを契機として、地区の都市基盤の整備と都市機能の更新を図り、安全で緑豊かな住環境を有する 市街地を形成するため、地区計画を決定する。



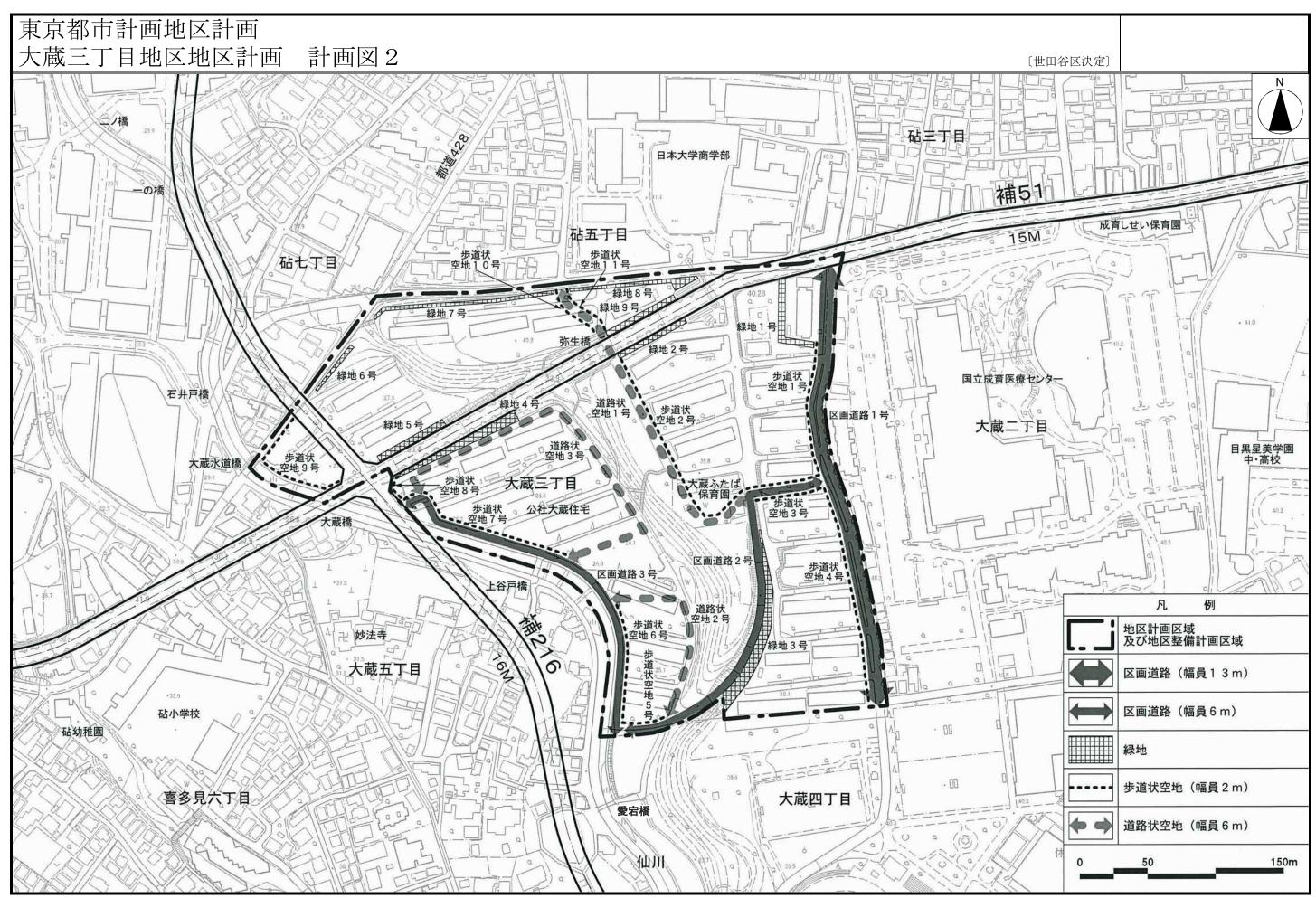
この地図は東京都縮尺1/2,500の地形図(平成27年度版)を使用して作成したものである。(28都市基交測第8号・MMT利許第27033号-47) (承認番号)28都市基街都第23号、平成28年5月16日

無断複製を禁ずる。



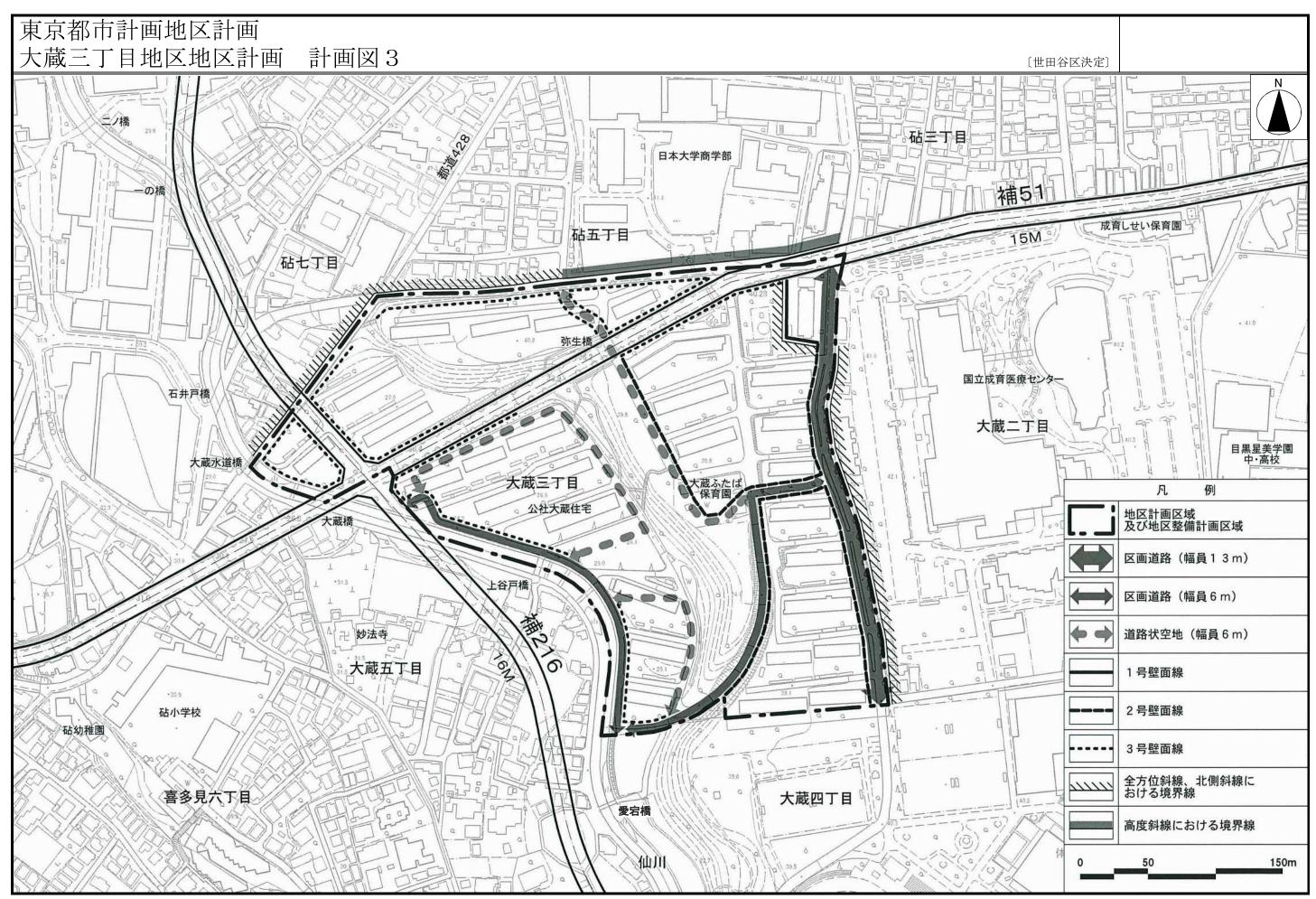
この地図は東京都縮尺 1/2, 500 の地形図(平成 27 年度版)を使用して作成したものである。(28 都市基交測第 8 号・MMT 利許第 27033 号 -47)(承認番号) 28 都市基街都第 23 号、平成 28 年 5 月 16 日

無断複製を禁ずる。



この地図は東京都縮尺 1/2, 500 の地形図(平成 27 年度版)を使用して作成したものである。(28 都市基交測第 8 号・MMT 利許第 27033 号 -47)(承認番号) 28 都市基街都第 23 号、平成 28 年 5 月 16 日

無断複製を禁ずる。



10

この地図は東京都縮尺1/2,500の地形図(平成27年度版)を使用して作成したものである。(28都市基交測第8号・MMT利許第27033号-47) (承認番号) 28都市基街都第23号、平成28年5月16日 無断複製を禁ずる。